

## 特定健康診査・75歳以上の健康診査及び胃がん・大腸がん・肺がん検診追加申し込みのお知らせ

4月の『生活習慣病健診申し込み取りまとめ』で各健（検）診の申し込みを受付していましたが、予定定員まで余裕がありますので、追加申し込みを受付いたします。

追加申し込み締め切りは、5月29日（火）までとなっております。申し込みを希望される方は、下記までお申込みください。

□ 健（検）診日程 □

日 程	6月5日(火) 各がん検診のみ 6月6日(水)、7日(木) 特定健康診査 75歳以上の健康診査 各がん検診	6月8日(金) 特定健康診査 75歳以上の健康診査 各がん検診
会 場	興部町福祉保健総合センター（きらり）	沙留公民館
受付時間	午前6:00～午前9:00	
健（検）診内容(料金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定健康診査 2,300円</li> <li>●75歳以上の健康診査 800円</li> <li>●胃がん検診 1,500円</li> <li>●大腸がん検診 700円</li> <li>●肺がん検診 (X線検査) 500円</li> <li>(喀痰検査) 800円</li> </ul>	

### 【特定健康診査・75歳以上の健康診査の対象】

#### 1. 40歳以上で国民健康保険加入者

\*ただし、次のような方は対象となりませんのでご了承ください。

- ①特定健診及びそれに相当する健診をすでに受けた方、受ける予定の方
- ②妊産婦
- ③相当な期間継続して船舶内にいる方
- ④6ヶ月以上入院している方
- ⑤施設入所中の方

#### 2. 後期高齢者医療制度該当者（75歳以上の方は全員該当となります）

\*ただし、次のような方は対象となりませんのでご了承ください。

- ①特定健診及びそれに相当する健診をすでに受けた方、受ける予定の方
- ②高血圧、脂質異常症、糖尿病、その他内臓脂肪の蓄積に起因する病気で医療機関に入院・通院している方

### 【胃がん・大腸がん・肺がん検診の対象】

#### 1. 40歳以上の方

\*ただし、次のような方は対象となりませんのでご了承ください。

- ①職場などで、胃がん・肺がん・大腸がん検診を受けた方、受ける予定の方
- ②現在、胃・肺・大腸の何らかの理由で定期検査・治療を受けている方

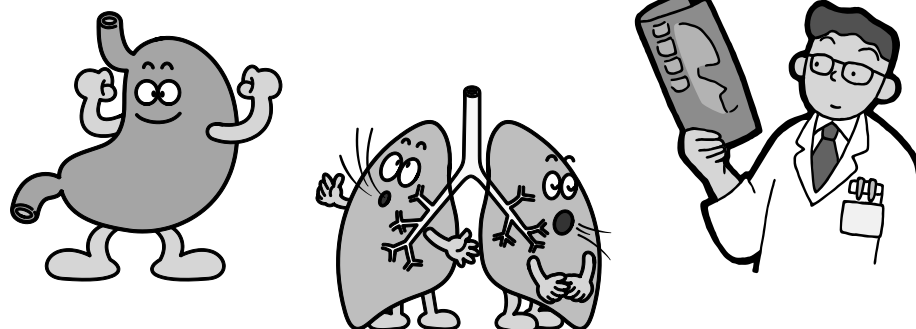
### 【その他】

○申し込みをされた方には、健（検）診が近くなりましたら受診票・案内文書をお送り致します。

○健診日及び受付時間につきましては、受診人数の都合上、こちらで指定させていただきますので予めご了承ください。

申し込み・お問合せ

興部町福祉保健総合センター『きらり』  
福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170



## 身体障がい者・精神障がい者に対する平成24年度軽自動車税の減免について

身体障がい者又はその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で、障がい者本人が運転する車又は、生計を同一にする方がもっぱら障がい者のために運転（通学、通院、通所又は生業）する車については、軽自動車の課税免除（減免）の適用が受けられます。（ただし、一人の身体障がい者等について1台とし、事業用車を除きます）

◎減免に該当する障がい者を有する方とは、次の表に掲げる者とする。

該 当 者		
障 害 区 分	身体障害者手帳の者	戦傷病者手帳の者
視 覚 障 害	1級～3級、 4級の1	特別項症～第4項症
聴 覚 障 害	2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害	3級、5級	特別項症～第4項症

音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	1級、2級、3級	特別項症～第3項症
下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由	1級～3級、5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
心臓機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
腎臓機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
呼吸器機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
小腸の機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級、 4級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	〔上肢機能〕 1級、2級、3級 〔移動機能〕 1級～6級	
精 神 障 害	療育手帳又は精神障がい者の通院医療費の公費負担に係る患者票及び精神障害の状態に関する証明書	
肝臓機能障害	1級、2級、3級、 4級	特別項症～第3項症

### ◎手続きに必要なもの

- ①運転免許証
- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳等
- ③印鑑
- ④平成24年度軽自動車税納税通知書

### ◎減免の手続き

上記に該当し減免を受けようとする方は、平成24年度軽自動車税納税通知書が到着しだい5月25日（金）までに、役場住民課税務係または沙留出張所に申請書を提出してください。（なお、申請書は役場住民課税務係及び沙留出張所にあります。）

※お問い合わせは、興部町役場 住民課 税務係

（Tel82-2131 内線225・226）